

# 公 示 送 達 書

公告第7号

下記の書類は、十日町市市民生活課に保管してありますので、来所の上、受領してください。

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

令和8年3月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達 伸



送達を受けるべき者の住所氏名	別紙のとおり
送達する書類名	令和7年度後期高齢者医療保険料額決定（変更決定）通知書
注意事項	<p>上記の書類を受領しないときは、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、下記の日に書類の送達があったものとみなされます。</p> <p>令和8年4月1日</p>